

つじつま合わせの原子力防災

増え続ける震災関連死

後藤 忍

原子力市民委員会 委員・福島原発事故部会長／
福島大学 大学院 共生システム理工学研究科 教授
E-mail: a067@ipc.fukushima-u.ac.jp

増え続ける震災関連死(1)

- 震災関連死は福島県が最も多く、地震・津波による直接死を上回っており、震災から10年以上経過しても生じています。

	～ 2011.3/18	～ 2011.4/11	～ 2011.6/11	～ 2011.9/11	～ 2012.3/10	～ 2013.3/10	～ 2014.3/10	～ 2015.3/10	～ 2016.3/10	～ 2017.3/10	～ 2018.3/10	～ 2019.3/10	～ 2020.3/10	～ 2021.3/10	～ 2022.3/10	～ 2023.3/10	～ 2023.12/31	～ 2024.12/31	～ 2025.12/31	合 計
岩手県	97	124	121	59	38	22	6	1	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	472
宮城県	234	340	221	82	31	14	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	932
山形県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福島県	115	266	338	324	368	376	217	99	107	60	39	24	7	5	3	2	0	0	0	2,350
茨城県	19	13	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42
埼玉県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
千葉県	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
東京都	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
神奈川県	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
長野県	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
全国計	472	747	686	470	438	413	228	104	108	60	40	24	7	6	3	2	2	0	0	3,810

※最初の1年間は集計期間が5つに分かれている。また、2023年3月11日以降は期末が各年12月31日となっている。

〈出所〉復興庁ウェブサイトのデータをもとに作成。 https://www.reconstruction.go.jp/files/user/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20260213_kanrenshi.pdf

東日本大震災における震災関連死の死者数(都道府県別・時期別)※2025年12月31日現在
(出典:原子力市民委員会(2026)『見ればわかる 知れば変わる—福島原発事故15年の現在地』, p.12)

増え続ける震災関連死(2)

東日本大震災における震災関連死の死者数(都道府県・年齢別)
(令和7年12月31日現在)

(人)

都道府県	合計	前回との差	年齢別		
			20歳以下	21歳以上 65歳以下	66歳以上
岩手県	472	(0)	1	65	406
宮城県	932	(0)	2	120	810
山形県	2	(0)	0	1	1
福島県	2,350	(2)	4	234	2,112
茨城県	42	(0)	2	6	34
埼玉県	1	(0)	0	1	0
千葉県	4	(0)	0	1	3
東京都	1	(0)	1	0	0
神奈川県	3	(0)	0	1	2
長野県	3	(0)	0	0	3
合計	3,810	(2)	10	429	3,371

※注1 令和7年12月31日までに把握できた数。

注2 平成23年3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震による者を含む。

注3 本調査は、各都道府県を通じて市区町村に照会し、回答を得たもの。

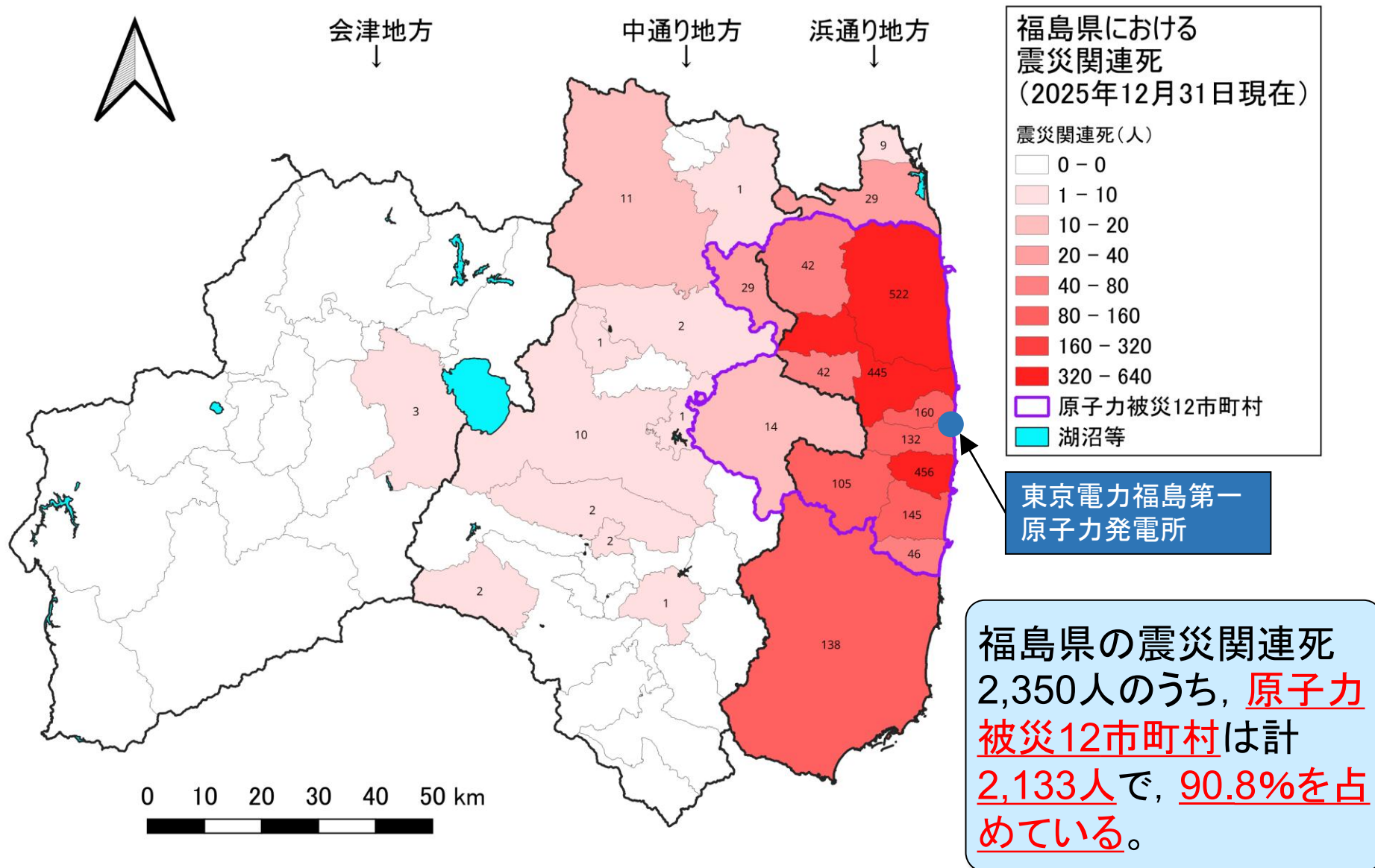
注4 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)」と定義。

- 2025年12月31日現在、震災関連死は合計3,810人で、そのうち福島県が2,350人で最も多く、全体の61.7%を占めている。
- 福島県の震災関連死は、2023年にゼロになったものの、過去分として2人が認定される(2011年9月12日～2012年3月10日、2021年3月11日～2022年3月10日)など、数は増加している。
- 福島県が公表する最新の状況(2026年9月14日現在)では、震災関連死は2051人であり、1人増加(浪江町、時期は不明)している。

(出典:復興庁(2026)「東日本大震災における震災関連死の死者数(令和7年12月31日現在調査結果)」)

増え続ける震災関連死(3)

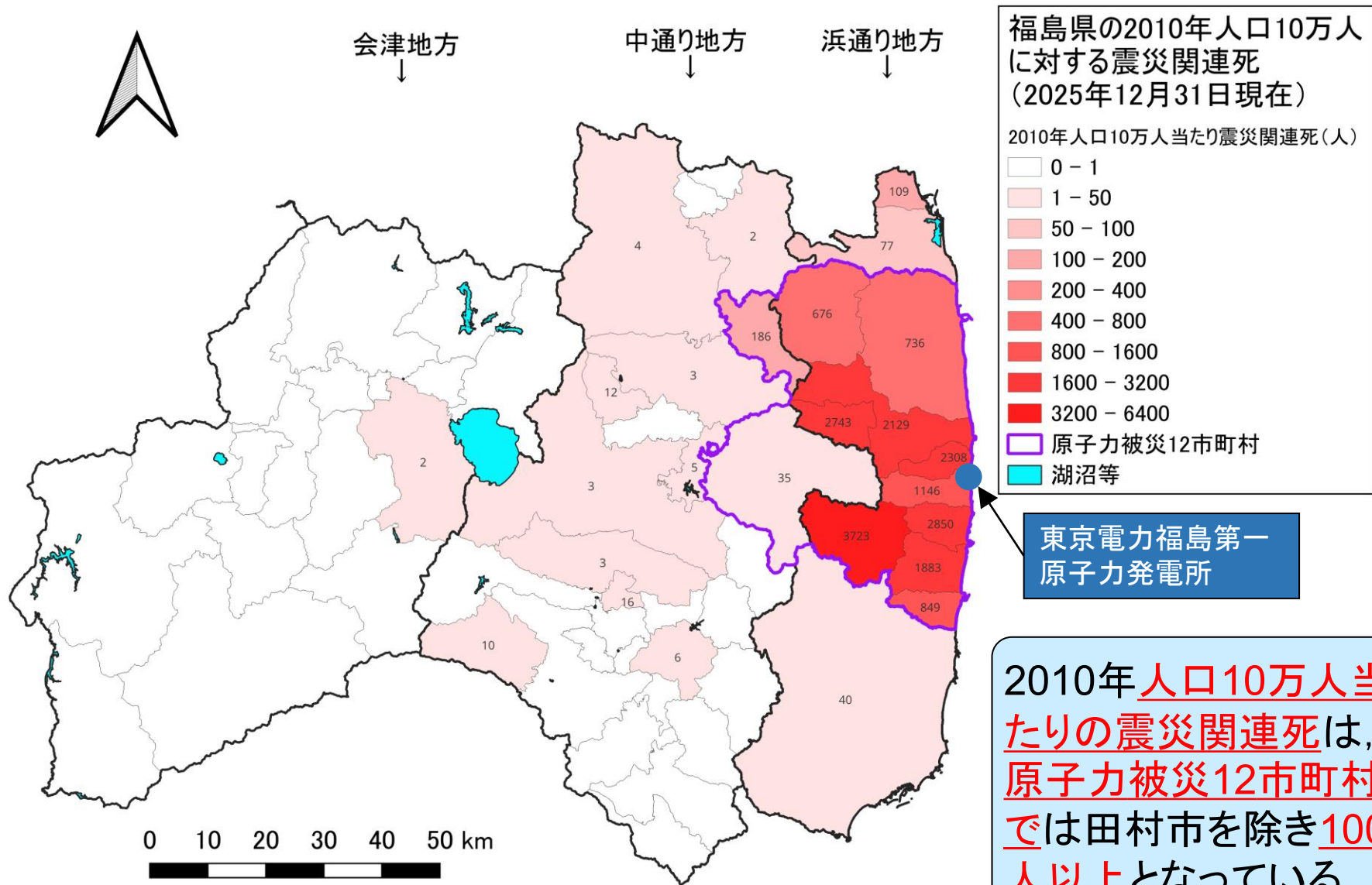
■ 福島県の市町村別の震災関連死(2025年12月31日現在)



(出典:復興庁のデータをもとに筆者作成)

増え続ける震災関連死(4)

■ 福島県の2010年人口10万人に対する震災関連死(2025年12月31日現在)



(出典:復興庁のデータをもとに筆者作成)

増え続ける震災関連死(5)

震災関連死とは、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害関連死のうち、東日本大震災による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害が原因で死亡したものと認められた人を指します。認定は、遺族からの申請を受けて各市町村の審査会が災害と死亡との因果関係を事案ごとに審査し、復興庁が集計・報告しています。2025年12月31日現在、震災関連死は合計3,810人で、そのうち福島県が2,350人で最も多く、全体の61.7%を占めています。福島県は、地震・津波による直接死（2025年11月1日現在で1,605人）よりも震災関連死のほうが多い唯一の都県です。福島県は原発事故による避難者が多く、かつ、避難生活が長期に渡る中で、心身へのス

トレス等により死に至った人が多いためと考えられています。2023年にゼロになったものの、過去分の認定が追加されるなど、数は増加しています。

震災関連死は、遺族からの申請がなければ認定されず、申請が困難なケースもあるうえ、国による統一的な認定基準がなく、市町村によって認定基準が異なることから、実際に震災の影響で亡くなった人の数は公表値より多い可能性があります。一方、避難生活の影響が大きいからといって、仮に次の原発の過酷事故が起きた際に避難させる必要がないといった議論は不適切です。放射線被ばくのリスクも避難生活によるリスクも共に極小化する責務が、原子力事業者や国、自治体にはあります。

（出典：原子力市民委員会（2026）『見ればわかる 知れば変わる—福島原発事故15年の現在地』, p.12）

- 震災関連死の認定は、遺族からの申請を受けて各市町村の審査会が災害と死亡との因果関係を事案ごとに審査し、復興庁が集計・報告している。
- 遺族からの申請がなければ認定されず、申請が困難なケースもあり、認定基準が異なることから、公表値より多い可能性がある。
- 一方、避難生活の影響が大きいからといって、仮に次の原発の過酷事故が起きた際に避難させる必要がないといった議論は不適切であり、放射線被ばくのリスクも避難生活によるリスクも共に極小化する責務が、原子力事業者や国、自治体にはある。

原子力災害対策指針における屋内退避

■ 「原子力災害対策指針に関するQ&A（屋内退避編）」の例の例

3-13. 住民の一時的な外出時の防護対策や被ばく線量の管理は必要ですか。また、屋内退避中の民間事業者の屋外での活動に当たり、防護対策や被ばく線量の管理は必要ですか。

【ポイント】

住民の一時的な外出や民間事業者の活動については、基本的には特別な対策（直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等）は必要ありません。

なお、緊急事態への応急対策に従事する者（国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等）については、屋外で作業等を行う場合もあることから、防護装備の携行・装着や被ばく線量の管理をします。

緊急事態への応急対策（物資輸送や道路啓開、ライフラインの復旧等）に従事する者（国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等の職員等）については、屋内退避を行える場所から離れた屋外で作業等を行う場合もあることから、原災指針や防災基本計画に示す放射線防護の考え方に沿って、防護装備の携行・装着や被ばく線量の管理をすることとしています。

一方で、住民や緊急事態への応急対策以外の活動（小売業等）を行う民間事業者については、基本的に屋内にとどまり、一時的な外出の範囲も屋内から屋内への移動や屋内退避を行える場所の近傍での作業に限られると考えられること等から、外出の際も防護装備の携行・装着や被ばく線量の管理をすることとはしていません。

なお、その場合も、屋外にいる間にブルームが到来して被ばくをする可能性をできる限り低くするため、以下の2点が重要です。

- ・外出を、生活の維持のために「最低限必要な」ものに限定すること。
- ・国や地方公共団体から外出を控える旨の注意喚起があった場合に、一時的な外出から速やかに屋内退避を行う場所に移動できるようにすること。

上記を踏まえ、特段の指示がない限りは、服装など留意点はありません。

また、万が一の急な放射性物質の放出による体表面汚染を予防したいという方には、避難や一時移転の際に推奨されているようなマスクや帽子、長袖、長ズボン等のできる限り肌を露出しない服装にすることが考えられます。

⇒ 住民の屋内退避や一時外出時の放射線被ばく線量の管理は想定していない。

複合災害下での原子力防災における避難

■ 複合災害下での原子力防災における避難の課題に関する議論の例

土木学会 原子力土木委員会「複合災害下での原子力防災における避難の課題と対応に関する研究小委員会」第6回小委員会(2026年2月16日)における岡芳明氏(東京大学名誉教授／前・内閣府原子力委員会委員長, オブザーバー)の指摘の例

- 最悪ケースは一次元の指標(被ばく防止)で考えるので、防災対策で最悪ケースを考えると、対策に伴うリスクを考えていないのと同じである。リスクと便益のバランスは、技術利用の基本的な考え方であり、原子力に限らない。IAEAの原子力法のハンドブックには最初に書いてあり、欧米の原子力規制にもある。米国の原子力防災指針にも考え方は書かれているが、リスクとしては避難時の交通事故しか考えられていない。災害関連死はデータが無かったので考えられていなかった。東電福島事故では、避難したリスクが避難で避けた被ばくリスクより28倍も大きい。避難のリスクと等価な線量は8,500mSvになる。さらに農産物の放射性物質含有の基準もリスク・ベネフィットが無いことを、京大の経済学部の教授が分析をし、不合理に低いことを論文で述べている。
- 防災対策について規制庁が最近、屋内退避基準として5km以遠はまず屋内退避をし、放射性プルームの到来・滞留が無い事が確認できれば、屋内退避を解除できるとした。線量で決めるより、この方が合理的なので良い。但し、5km以遠でも避難する人はいると思われるので、避難解除のために年100 mSvの基準は必要と思われる。さらに、現在の避難解除の基準から「インフラ解除の復旧」を削除すべき。住民に一時帰宅を許して除染などを行うことを可能にした方が、生活不活発病(災害関連死)が防止出来て良い。

➡ リスク・ベネフィット論をもとに、放射線被ばくを軽視している。

まとめ

- 震災関連死は福島県が最も多く約6割を占め，地震・津波による直接死を上回っており，震災から10年以上経過しても生じている。遺族からの申請がなければ認定されず，申請が困難なケースもあり，認定基準が異なることから，公表値より多い可能性がある。
- 福島県の震災関連死は原子力被災12市町村が約9割を占め，田村市を除き，2010年人口10万人当たり100人以上となっている。福島県の避難者はまだ数万人に上るため，今後も震災関連死が増え続ける可能性がある。
- 避難生活の影響が大きいからといって，仮に次の原発の過酷事故が起きた際に避難させる必要がないといった議論は不適切である。放射線被ばくのリスクも避難生活によるリスクも共に極小化する責務が原子力事業者や国，自治体にはある。その責務が確実に果たせないのであれば原子力を利用する資格はない。

ご清聴ありがとうございました。